

公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 6 個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡し完了したものであること。

第2 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

1 申請書等様式の取得について

高知県立幡多けんみん病院ホームページからのダウンロードによる。

<アドレス>（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

高知県立幡多けんみん病院ホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/hata/>

2 作成要領

個別事項で定める提出書類を下記により作成し、提出すること。

(1) 同種業務の履行実績（様式2）

ア 企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

イ 業務内容の確認資料として、TECRISに登録しているTECRIS登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

ア 配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあつては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、具体的に記載すること。

エ 記載内容の確認資料として、直接的な雇用関係があることがわかるもの（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等の写し）、公告において指定した資格者証、従事した業務のTECRIS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。TECRIS登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(3) 令和8年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写

しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、当該入札実施機関において閲覧することができる。閲覧に際しては、入札実施機関に掲示する注意事項を遵守すること。

＜閲覧場所＞

高知県立幡多けんみん病院 経営事業課

2 質疑応答

（1）質疑書は、Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（FAX又は電話等）による質疑には、回答しない。

（2）質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

（3）質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

（4）質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

（1）資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限の日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

（2）入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で知事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関（個別事項で定める問い合わせ先）に持参すること。他の方法（郵送、FAX等）によるものは認めない。

イ 回答

説明を求めた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。

（1）入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

（2）入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

3 入札方法について

（1）入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。

（2）入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

（3）入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

第5 入札保証

高知県公営企業局契約規程第6条及び第7条の規定による。

第6 無効の入札

建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知。以下「心得」という。）第9条に該当した入札は、無効とする。

なお、一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領（令和元年6月24日付け元高土政第312号土木部長通知）第4条第1項第6号又は同項7号に該当した入札についても無効とする。

第7 失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第8 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。

第9 契約保証

契約保証金は、高知県公営企業局契約規程第22条及び第23条の規定による。

第10 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がいない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 申請書等への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 8 配置予定技術者の従事実績期間について、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。

この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。対象は、入札参加資格における従事実績

とする。

- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （１）高知県建設工事等指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （２）高知県建設工事等指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （３）建設業法第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （５）その他の事由により第１又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
 - （６）予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年５月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が７（２）アに該当したとき。
- 10 落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取消しを行うことがある。また、契約締結後に管理技術者等の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 11 契約書の案及びその書式は、高知県立幡多けんみん病院ホームページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

高知県公営企業局契約規程より抜粋

(一般競争入札参加者の資格等の公示)

第3条 管理者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合は、これに資格審査の申請の時期、方法等を併せて高知県公報、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 管理者は、知事があらかじめ前項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格その他を定めたものについては、これによるものとし、その旨を同項に規定する方法により公示しなければならない。

(入札保証金)

第6条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に公営企業局を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 第3条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもって、これに代えることができる。

(1) 政府の保証のある債券

(2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、農林債、商工債又は全国連合会債(第8条第1号において「金融債」と総称する。)

(3) 契約担当者が確実であると認める社債

(4) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下同じ。)が振出し、又は支払保証をした小切手

(5) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関が引受け、又は保証若しくは裏書をした小切手

(6) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関に対する定期預金債権

(7) 銀行又は契約担当者が確実で認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実であると認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は確実であると認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実であると認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第7条の2 契約担当者は、第6条第1号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(手形の現金化等)

第7条の3 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて手形を担保として提供した場合において、契約締結前に当該手形が満期になるときは、企業出納員に連絡し、企業出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該手形に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(担保の価値)

第8条 第7条第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債券、金融債及び契約担当者が確実であると認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (2) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 銀行又は契約担当者が確実であると認める金融機関の保証 その保証する金額

(契約保証金)

第22条 契約担当者は、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、契約者が高知県住宅供給公社又は県から基本財産その他これに準ずるものの2分の1以上の拠出を受けている一般社団法人若しくは一般財団法人であるときは、契約金額の1,000分の1以上とすることができる。

2 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもって、これに代えることができる。

- (1) 国債、地方債及び第7条第1項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（第4項において「保証事業会社」という。）の保証

3 第7条第2項及び第3項並びに第7条の2から第8条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第7条第3項中「又は確実であると認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは確実であると認める金融機関の保証又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下この項において同じ。）の保証」と、「又は確実であると認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実であると認める金融機関又は保証事業会社との間」と、第7条の2中「第6条第1号」とあるのは「第23条第3号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第7条の3中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第8条中「第7条第1項」とあるのは「第22条第2項第1号」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

5 既に締結した契約について契約金額を増減することとなった場合は、その増減の割合に従って契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を増減するものとする。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(契約保証金の免除)

第23条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 公営企業局が契約保証金を納付しなければならない契約を結ぶとき。
- (2) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。
- (3) 契約者が保険会社との間に公営企業局を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (4) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (5) 財産の売払いの契約について、公営企業局が契約を解除したときにおいて既に納付している売払代金のうち契約保証金に相当する金額を違約金として公営企業局に帰属させる旨を約定した契約を結ぶとき。
- (6) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 第3条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、当該契約者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき